

# 一九七七年以前出土の木簡(二四)

## 奈良・平城宮跡

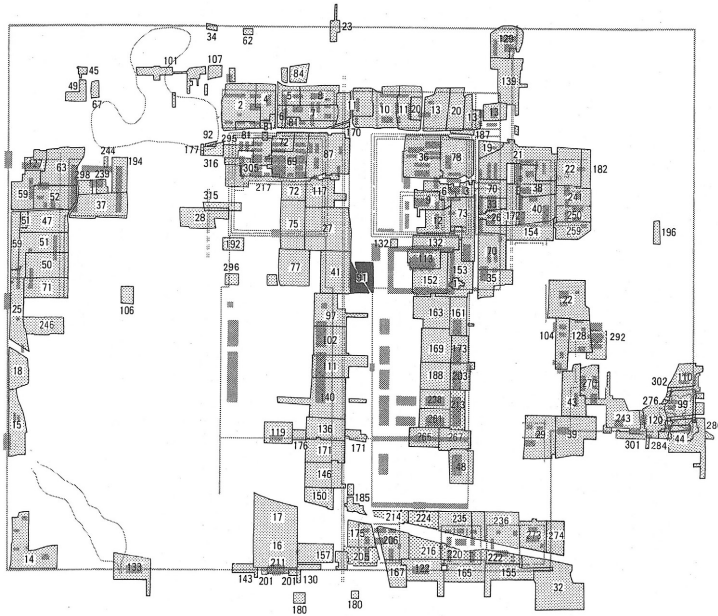
へいじょうきゅう

- 1 所在地 奈良市佐紀町
- 2 調査期間 第九一次調査 一九七四年(昭49)七月～一〇月
- 3 発掘機関 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部
- 4 調査担当者 代表 鈴木嘉吉
- 5 遺跡の種類 都城跡
- 6 遺跡の年代 奈良時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

調査地は北から第一次大極殿地域と内裏地域に張り出す二つの丘陵の谷間で、内裏外郭西南隅にあたる。調査面積は一八九七㎡。

検出した主な遺構と変遷は次の通りである。

A期は谷間の低湿地に、五〇cm程度の第一次整地を施す。そのうえで、内裏外郭を囲む掘立柱塀S A八一六五を設け、その南に五棟の小規模な掘立柱建物群を造営する。B期にはA期のS A八一六五以北の内裏外郭内部に第二次整地を施し、高さ約一mの土壇を築く。



平城宮跡内調査位置図



- (14) 「越前国香々郡綾マ里綾<sup>(マ)</sup>」  
 ・「田伊支見白米五斗」 167×21×6 051
- (15) 「丹波国氷上郡石<sup>(負カ)</sup>里笠取直子万呂一俵納」  
 ・「白米五斗 和銅□年四月廿三日」 199×21×6 033
- (16) 「丹波<sup>(国カ)</sup>□ 負里□□マ□牟一俵」  
 ・「納白米五斗 和銅三年四月廿三日」 224×18×4 033\*
- (17) 「丹波国氷上 石負里氷マ×」  
 ・「俵納白米五斗 和銅三年×」 (132)×19×4 039
- (18) 「丹波<sup>(国カ)</sup>□□氷上×」  
 ・「<sup>(納カ)</sup>白米五斗」 (80)×21×3 039
- (19) 「丹波<sup>(加佐カ)</sup>□□郡川□□□」 (172)×23×4 039
- (20) 「海部郡<sup>(前)</sup>里阿曇マ都祢 軍布廿斤」  
 ・「<sup>(明)</sup>朋郡葛江里」 191×34×5 031
- (21) 「丹人マ由毛万呂俵」 139×20×3 011\*
- (22) 「播磨国宍禾郡山守里」  
 ・「山マ加之ツ支」 151×16×6 051
- (23) 「播磨」  
 ・「五戸□マ乎万呂俵□□」 (141)×21×5 039
- (24) 「備前国勝間田郡□□□」  
 ・「白米五斗」 185×28×3 011
- (25) 「備中国賀陽×」  
 ・「漆マ色人庸米×」 (98)×22×3 039
- (26) 「賀陽郡葦」  
 ・「首麻呂俵」 (84)×31×3 059
- (27) 「讃岐国香川郡原里秦公□身」 182×19×3 051
- (28) 「綾郡宇治マ里宇治マ阿弥俵」 153×20×3 011

(29)	・「<伊予国桑村郡林里鴨マ首加都士中倭>」 ・「<物部 物部」	鴨マ首加都士中倭 物部	202×25×3	031
(30)	「<<三野里人古万呂」		148×18×4	032
(31)	・「<<三野里人佐伯マ」 ・「<柅万呂倭」		131×19×4	033
(32)	・「三〇〇×」 ・「柅万呂倭」		(110)×20×4	019
(33)	「不知山里倭五斗八升」		171×24×3	051
(34)	「<大前里六×」		(74)×22×3	039
(35)	私里丹生波田六斗持□		(151)×23×3	081
(36)	「新矢里」		138×17×4	051
(37)	・「<野井里五斗」 ・「<石原里五□」		(119)×27×3	039
(38)	・鵜甘部郡穂郡越中国讃岐国 ・津伎国針間国近江国		266×27×4	051*

(39) 「淡淡河推推糧霜□」 (141)×52×3 081  
推海梅推海物物物讓

積文は概ね既公表のものによったが、今回赤外線テレビカメラ装置によって再積読した成果を取り込んで改めた部分がある。

第九一次調査出土の木簡の特徴としては、概ね次の四点が指摘できよう。

第一に、平城宮造宮に伴って廃棄された、平城遷都前後の一括性の高い遺物である点である。木簡の年代についてみると、紀年銘をもつ木簡は和銅二年(七〇九)(1)と三年(10(17))に限定される。(15)も残画からみて和銅二年または三年のいずれかであろう。また和銅六年五月の二字嘉名表記への改訂(『続日本紀』同月甲子条、『延喜式』民部省式上)以前のものが多数含まれている。『和名抄』に即していえば、(10)は撰津国嶋上郡真上郷、(11)は尾張国海部郡志摩郷、(12)は参河国渥美郡大壁郷、(21)は播磨国明石郡葛江郷(「朋」は「明」に通じる)、(28)は讃岐国阿野郡氏部郷。(33)は「いさやま」と読み、備後国沼隈郡諫山郷か(東野治之『万葉集』と木簡)、「長屋王家木簡の研究」塙書房、一九九六年)による。(38)「穂郡」は三河国宝飯郡の古い表記である。(38)の「針間」も古体をとどめる。和銅六年四月には、丹後・美作・大隅国の分国がなされるが(『続日本紀』同月乙未条、(19)(24)のように分国以前の木簡も認められる。(19)は後の丹後国加佐郡

川守郷、(24)は美作国勝田郡にあたる。

以上の点や、書風も平城宮で一般的にみられるものよりは古いと判断されること、荷札木簡の貢進者名の記載が平城宮木簡で一般的な戸主・戸口名ではなく「某里人十人名」となっている点、その一方で評制に関わるものが存在しない点などを考え合わせると、これらの木簡は、いずれも和銅二・三年を中心とする八世紀初頭の一括性の高い遺物と考えられる。

第二に、荷札木簡が多くを占め、その大部分が米の荷札である点である。まず、庸米荷札としては明記のある(25)の他、「六斗」「五斗八升」と書かれた四点(11)(33)~(35)も該当しよう。白米荷札にはそれと明記するものが五点ある(14)~(18)。「俵」とだけある六点(21)(23)(26)(28)(29)(31)や単に「五斗」とある(37)も、庸米・白米の区別はできないが米の荷札であり、また木簡の先端部を尖らせた(22)(27)(36)も米の荷札であろう。これらの米や、(12)の塩、(20)の軍布は平城宮造営に従事した仕丁・役丁や、その監督にあたった官人たちによって消費されたと考えられる。

第三に、特定地域からの品目を同じくする荷札が集中して出土している点である。まず(15)~(17)は、丹波国氷上郡石負里からの白米荷札である。三点の木簡は形状・表記の仕方がよく似ており、この点では(18)も同様である。二片分離の(15)は接合部が荒れており、(16)は表面中央部の腐蝕が激しく、(17)(18)は木簡の下端が折れている(17)はさ

らに「郡」字の場所が表面剝離している)など、個別的には問題があるが、これらを相互に見比べることで、それぞれ欠けた文字の推測が可能である。「一俵納白米五斗」という表記は珍しく、俵に白米五斗が納められた状態を示しているのであろう。類例として、「丹後国熊野郡私部郷高屋□□大贄□□納一斗五升」(平城宮発掘調査出土木簡概報)六、八頁。)をあげておく。(25)(26)は備中国賀夜郡の荷札であり、(26)は足守(葦守)郷のもの。また、(30)(31)も同一里の荷札である。(32)は下端折れで墨痕が薄く残るのみであるが、裏面の「栋万呂俵」は(31)と共通で、文字の大きさ・書体も極めて類似している。

(32)の姓氏は不明であるが、(31)(32)は同一里、同一人物の荷札の可能性が高いといえよう。つまり、ひとつの荷に複数の荷札が付けられていた事例にあたるのである。木簡の形状は、(31)が上端に切り込みをもつのに対し、(32)はそうになっておらず、機能の違いを示しているのかもしれない。なお「三野里」は複数の候補があり、特定はできない。

第四に、人名を記したと思われる削屑が未報告のものも含めて比較的多数みいだせる点である。木簡のなかには、(5)のような歴名木簡があるので、これらの削屑は歴名様の帳簿の類を削ってできたものと推測される。(2)の「髪マ」を「白髪マ」とみてよければ、「人名十〇升」という書式となるので、米支給の帳簿である可能性がでてこよう。(1)も「升」の上に横画らしき文字がみえ、その下が割

書になっているので、あるいは米に関わる帳簿かもしれない。米の支給を受けた者とは、(5)の「火」から示唆されるように、平城宮造営に携わった役丁が多くを占めていたことであろう。このことは、荷札木簡の考察からも導かれることである。

このように本木簡群は、遺構の状況とも合致するように、平城宮造営に関わるものが大部分を占めており、ここに最大の特徴がある。削屑の量も少なくなく、木簡を使用した業務活動を窺わせてくれる。ただし狭義の文書木簡は現状ではみいだせず、造営担当官司内にとどまる木簡利用となっている点には注意しておきたい。

## 9 関係文献

奈良国立文化財研究所『昭和四九年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』(一九七五年)

同『奈良国立文化財研究所年報一九七五』(一九七六年)

同『平城宮発掘調査出土木簡概報』一〇(一九七五年)

(市 大樹)